

市民参加手続の省略について

次のとおり市民参加手続を省略します。

対象案件	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
公表場所（供覧・閲覧）	・ホームページ
問合せ先	総務部総務課総務係 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2300 ファクシミリ 0167-23-2120 電子メールアドレス：sohmu-ka@city.furano.hokkaido.jp
省略の理由	平成28年11月18日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が成立し、消費税率10%への引上げが令和元年10月1日とされたことにより、施設の利用料金及び市が直接収入とする使用料に係る関係条例の改正を行いますが、富良野市情報共有と市民参加のルール条例第5条第2項第1号（法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づいて行うもの）により市民参加手続きを省略するものです。
市の原案及び関連事項	下記のとおり
その他必要事項	令和元年6月10日 議会提案 令和元年6月21日 原案可決

<input type="checkbox"/> 広報ふらのお知らせ版____月号への掲載
<input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u>7</u> 月 <u>2</u> 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ ____月____日）

【関係条例】

- (1)富良野市地域会館設置条例の一部を改正する条例
- (2)富良野市集落センター設置条例の一部を改正する条例
- (3)富良野市女性センター設置条例の一部を改正する条例
- (4)富良野市チーズ工房設置条例の一部を改正する条例
- (5)富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部を改正する条例
- (6)富良野市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例
- (7)富良野市自然休養村管理センター設置条例の一部を改正する条例
- (8)富良野市自然環境活用センター設置条例の一部を改正する条例
- (9)富良野市中心街活性化センター設置条例の一部を改正する条例
- (10)富良野市公園条例の一部を改正する条例
- (11)富良野スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- (12)富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例
- (13)富良野演劇工場設置条例の一部を改正する条例
- (14)富良野市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例
- (15)富良野文化会館設置条例の一部を改正する条例
- (16)富良野市山部いきいきセンター設置条例の一部を改正する条例
- (17)富良野市山部福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- (18)富良野市東山福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- (19)富良野市農業担い手育成センター設置条例の一部を改正する条例
- (20)富良野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (21)富良野市普通河川管理条例の一部を改正する条例
- (22)富良野市準用河川管理条例の一部を改正する条例
- (23)富良野市公民館設置条例の一部を改正する条例
- (24)富良野市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例